

草原・湿原・樹叢及び森林の調和を考えた区域割（中間まとめ）

1 基本的考え方

草原空間に湿原と樹叢が点在する霧ヶ峰本来の姿を残すため、草原・湿原・樹叢と森林の調和を考えた霧ヶ峰の区域割を検討し、図示する。

- (1) 湿原は、確実に保護する。図上は、八島ヶ原湿原、車山湿原、踊場湿原の天然記念物の指定範囲を「湿原」として色分けする。

なお、天然記念物の区域内にも湿原部分のほか、樹叢、草原部分があることから、霧ヶ峰全体の区域割と調和・整合を図りながら、草原、湿原、樹叢の区域割を行い、環境保全対策を講じていく。天然記念物内の区域割は、湿原環境調査等の結果に基づく十分な検討が必要であることから、平成21年度に天然記念物の「保存管理計画」に合わせて検討する。

- (2) 森林を、環境保全型のいわゆる「自然林」と木材生産を指向する資源循環型のいわゆる「人工林」とに区分する。

- (3) かつての採草で残された原生的な広葉樹林としての「樹叢」は、本来の原生的な林のほか、その周辺で既に大きく成長してしまった部分を含め、現在の範囲より拡大させないこととし、その範囲を「樹叢」として色分けする（沢渡、県自然保護センター横、車山南東斜面等）。

このうち、本来の原生的な「樹叢」の周辺に成長した林は、原生的な環境を保全する緩衝帯の役割を果たす。

- (4) 昭和30年代前半（50年前）に草原であった場所のうち、雑木がブッシュ状になっている程度の場所や点在する雑木は計画的に処理し、その区域は、「草原を維持する範囲」として色分けする。

- (5) 湿原を保全するため、湿原の水源に当たる場所（物見石とゼブラ山間の「雪不知沢」の沢筋等）は、「自然林」として残すことを検討する。どの場所がこれに該当するか及びその保全方法は、研究者による湿原環境調査により判断する。

- (6) 「樹叢」のうちの本来の原生的な林を除き、現状において既に“森林”といえる程度に成長してしまった「自然林」は、それ以上拡大させないよう周辺における対策をとっていくことを原則とする。

霧ヶ峰が諏訪地域の重要な水源であることにも着目し、草原・湿原・樹叢と「自然林」との調和を図っていくものであるが、「自然林」の立地箇所が、霧ヶ峰を代表する景観である草原及び湿原の景観に著しく支障をきたす場合は、伐採など自然林本体に対する施業を行うものとする。

- (7) レンゲツツジは、区域を限って残し、保全管理していく。

レンゲツツジの保全管理に当たっては、一旦伐採しても再生し、老木より活力を持ってきれいに花を咲かせるレンゲツツジの特性を踏まえ、

- ・ レンゲツツジを残す区域についてもレンゲツツジに一切手を加えないということではなく、最適の生育状況になるよう管理する
 - ・ 「草原を維持する範囲」については、レンゲツツジを反復して計画的に伐採する。
- ことを基本に対策を講じていく。

- (8) 「人工林」は、現行の範囲の維持を基本とする。積極的な管理が望まれる「人工林」については、健全な森林として維持管理を進めることを主眼として、所有者の計画に基づき間伐等の施業を行う。

また、「人工林」は有用な木質資源であるので、利用可能な木材が生産される場合には、自然環境への配慮を行いながら伐採、搬出を行うほか、自然環境保全の観点から健全な森林としての維持が必要であると判断された場合には、環境林としての機能強化を目指す。

2 区域割り案

別添図のとおり

3 目標とする植生

昭和30年代前半の植生を参考にして目標植生を設定する。

目標植生の実現のためには、それに対応した保全再生の方法（手法の選択、組合せ、手順等）を探る必要がある。

具体の目標植生及びそれを実現する方法の案については、平成21年度に霧ヶ峰の自然再生推進計画を策定するのに合わせて検討する。